

【就労選択支援(仮称)とは?】

今回は令和4年に改正された障害者総合支援法の中から「就労選択支援」について説明をします。

復習として…

○福祉事業所のサービスの種類は

- ①生活介護
 - ②就労移行
 - ③就労継続支援 B 型(就 B)
 - ④就労継続支援 A 型(就 A)
 - ⑤自立訓練(生活訓練)
- の5つに分類されます。



今回とりあげた「就労選択支援」は、上記のような日中活動系サービスではなく就労能力などをアセスメントする新しいサービスとなります。

ここで「あれ?」と思った方も多いと思います。なぜならアセスメントといえば、「卒業後すぐに就 B を利用するために受けるもの」というイメージが強いからです。

そのアセスメントを令和7年10月からは「就労選択支援」で受けることとなりますので、現状の制度と「就労選択支援」制度の開始後の変更点について以下のとおり記載します。

○現状との変更点について(厚生労働省の資料より抜粋)

	現状	就労選択支援事業 (令和7年10月~)
利用前に受ける必要があるサービス種	就労継続支援 B 型(就 B)	就労移行支援 ➡希望に応じて利用 就労継続支援 B 型(就 B) ➡令和7年10月~必須 就労継続支援 A 型(就 A) ➡令和9年4月~必須
アセスメント実習先	就労移行支援事業所	就労移行支援事業所 就労継続支援 B 型 就労継続支援 A 型 ※過去3年間に3人以上の雇用実績がある事が条件
実習時期	在学中	○学生は在学中に就労選択支援を利用することを基本とする ○就 A、就 B を利用している場合は支給更新時に利用(任意)
実習日数	市町村によって異なるが1週間程	原則1ヶ月
実習内容	各事業所によって異なる	事務や生産活動

※令和6年1月現在の内容です。施行までに変更となる場合があります。施行されるまでにまだ期間もありますので、変更点や詳細が分かれば随時ご案内いたします。